

大 個 審 第 1 号
(答 申 第 3 7 0 号)
令 和 3 年 4 月 2 0 日

大 阪 府 知 事 様

大 阪 府 個 人 情 報 保 護 審 議 会
会 長 長 谷 川 佳 彦

個 人 情 報 の 取 扱 い に 関 す る 意 見 に つ い て (答 申)

令 和 3 年 4 月 8 日 付 け 健 第 1 0 5 8 号 で 諮 問 の あ り ま し た 「 大 阪 府 が ん 患 者 妊 幼 少 性 温 存 治 療 費 助 成 事 業 に 係 る 個 人 情 報 の 取 扱 い に つ い て 」 に 係 る 大 阪 府 個 人 情 報 保 護 条 例 第 7 条 第 5 項 に 規 定 す る 要 配 慮 個 人 情 報 の 収 集 禁 止 原 則 の 例 外 事 項 に つ い て は 、 審 議 の 結 果 、 そ の 収 集 す る 要 配 慮 個 人 情 報 が 事 業 の 目 的 を 達 成 す る た め に 必 要 不 可 欠 と 認 め ら れ る こ と か ら 、 下 記 事 項 に 留 意 の 上 、 本 件 収 集 に 関 し て 例 外 事 項 に 該 当 す る も の と し て 取 り 扱 っ て 差 し 支 え な い も の と 認 め ま し た の で 、 答 申 し ま す 。

記

- 1 実施機関において、「個人情報取扱い及び管理に関する要綱」に基づき本事業のために用いる個人情報の管理責任者、担当職員、保管場所、保存期間等を定め、個人情報の漏えいの防止等、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。
また、本事業において個人情報を取り扱う職員については、必要最小限の人数とすること。
- 2 実施機関が収集する個人情報については、本事業の実施のための必要最小限のものに限定することとし、収集した個人情報については、保存期間経過後、遅滞なく消去するとともに、個人情報を含むデータは、機器内部の記憶装置から全て消去すること。
- 3 申請者が親権者又は未成年後見人の場合、できる限り明確に確認できる方法により助成対象者本人の同意を得ること。

(答 申 に 関 与 し た 委 員 の 氏 名)

長 谷 川 佳 彦 、 島 田 佳 代 子 、 近 藤 亜 矢 子 、 西 上 治 、 丸 山 敦 裕